

試料の採取方法

1 採取

- (1) カビ状異物の有無を目視等で検査し、政府所有米穀(輸入米及び政府備蓄米。以下同じ。)を1トン容量のフレキシブルコンテナ(以下「フレコン」という。)に移します。
- (2) このフレコンから、フレコン用二重管刺し(長さ 1.2m程度の棒状の採取器具。棒の側面3か所(棒の上中下部)に穴があいているので、この管刺しをフレコンに差し込み、引き抜くと、穴に入った米穀を採取できます。3か所の穴合計で100g以上の米穀を1回に採取できます。)を使用して、試料を採取します。

【採取の様子】



- (3) なお、もともとフレコンで保管されていた政府所有米穀については、この試料の採取を行った後に、解袋しカビ状異物の有無を目視等で検査することを認めています。

2 分析単位(分析ロット)

次の(1)～(3)の条件を全て満たしたもので、カビ毒の分析単位(分析ロット)を作成しています。

- (1) 同一の場所(倉庫等)での採取
- (2) 1～3日中にカビ状異物の有無を目視等で検査を実施
- (3) 重量 200トン(フレコンに移した米穀200袋)以下

3 分析試料の作製

各フレコンから採取した試料を、分析単位ごとに合成して、分析試料(1次試料)とします。1次試料の全量を分析機関に送付し、分析機関で2次試料(1次試料全量の粉化・均一化したもの)を作製し、関係法令等に定める試験方法で分析します。

4 採取量

EUの穀物のサンプリング方法を参考にしています。

100 トン以下の検査単位については、全ての袋からサンプリングを行います。100 トン～200 トンの検査単位については、農林水産省が作製した乱数表を活用して、100 袋からサンプリングを行います。

検査単位の重量(t)	1 回採取量(最低)	試料採取数	1 次試料合計(kg)
重量 $\leq$ 0.05	1 0 0 g	3	1
0.05<重量 $\leq$ 0.5	1 0 0 g	5	1
0.5<重量 $\leq$ 1	1 0 0 g	1 0	1
1<重量 $\leq$ 3	1 0 0 g	2 0	2
3<重量 $\leq$ 10	1 0 0 g	4 0	4
10<重量 $\leq$ 20	1 0 0 g	6 0	6
20<重量 $\leq$ 50	1 0 0 g	1 0 0	1 0
50<重量 $\leq$ 100	1 0 0 g	1 0 0	1 0
100<重量 $\leq$ 200	1 0 0 g	1 0 0	1 0

5 採取箇所

一定の間隔で試料を抜き取ることを基本としています。

